

整理番号：6－1

提言題名：桜が丘●の居住の有無、空き家なのかどうかの事実関係について

【提言要旨】

桜が丘●丁目の住民です。

町内20数軒の家で同じゴミ捨て場の掃除当番を年に2回持ち回りで行っていますが、ここ数年●の御宅（●さん。20年以上前は●さんが所有・居住）に当番ノートを回しても放置され続けるので止む無くこの御宅だけ当番をスキップする状況が続いていたようです。

時々、工事関係の車が止まり男性が出入りしているとの周辺住民の目撃情報がありますが、怖いので没交渉であり、女性を中心に大変不審がっているため、近隣住民の男性何人かで当該住宅を9/14に訪問し居住の有無を確かめようと試みましたが、不在でした。

念のため当該住宅の登記簿を確認したところ、この夏に、前述の●さんから●なる業者に所有権が移転しておりました。

考えられるのは、

- ・現在、誰も住んでいない空き家であること。
- ・単にオーナーチェンジしただけで、不審な住民が住んでいるかもしれないこと。

の2パターンです。上述の●を検索して電話しても自動転送されて誰も応答しない状況です。

このため、9/17 12:44に管轄の市民課に居住の有無について尋ねたところ（対応したのは女声で恐らくは会計年度職員）、相当長く待たされた挙句、市民課からは答えられないので、担当部署から回答するとの返答。（問題対応）

暫くして安全安心課の男声職員から電話があり、長々と要領を得ない回答が始まり、結局は所管外なので答えられない由。（問題対応）

電話では当方の身元を確認できないので来庁せよということなら理解できます。当方は個人情報を出そうとしているのではなく、単にその家に住民登録があるかどうか（空き家なのか、そうでないのか。少なくともまともな日本人なら転出と同時に住民票も抜いてある筈）という事実を聞いているだけなのですが、勿体ぶって人をさんざん待たせた上、小さな権力を振りかざしてダメ出しをする。そういう「公僕としての誤った姿勢」が上記の問題対応及び●には、ありありと感じられました。

このような了見違いの職員に対する教育は市役所幹部にお任せしますが、近隣の空き家が犯罪の巣窟になることを恐れる近隣住民としては、その家が空き屋なのかどうかの事実関係について、市役所にも最低限出来る協力をお願いし

たいところですよ。

どのような手順でどこに聞けば教えていただけるのか、或いはこの程度の情報提供も取手市役所は出来ないのであれば、何がそれを阻んでいて、何をどう改正すれば出来るのか、についてお教えてください。

【回答】

今回のご相談に際し、ご不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ありませんでした。いただいたご意見に関しましては、今後の職員の対応改善に活かしてまいります。

また、●様がおっしゃるように、近隣の空き家が犯罪の巣窟になる可能性を心配されるお気持ちは十分に理解いたします。市としても、地域の安全を守るために可能な限りの協力をさせていただきます。

なお、防犯上の懸念がある場合や不審な状況を目撃された場合は、速やかに警察署へご相談いただくこともご検討ください。

ご質問に関し下記のとおり回答いたします。

1. 住民登録があるかどうか。

市民課では、「住民基本台帳法」に基づき、住民基本台帳に記録されている市民の個人情報厳格に取り扱っております。

ご質問の住民登録の有無についての回答は、住民基本台帳法第11条の2及び12条の3に基づき、記載されている事項（住民登録の有無も含む）は、正当な理由がない限り閲覧・交付も含めお答えすることができません。正当な理由としましては、「相続手続きに関する利害関係者」「法令に基づく裁判所や警察からの照会」等に当たる場合が該当します。地域の安全のためのご質問と拝察いたしますが、市としても個人情報の適正な取扱いを守る必要があり、このような回答となりますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

・住民基本台帳法 第11条の2及び12条の3（要約）

住民基本台帳に記載されている事項は、正当な理由がない限り閲覧・交付できない。

（市民課 令和7年9月回答）

2. その家が、空き家なのか、そうでないのか。

この度ご相談いただきました物件については、個人情報保護の観点から、空き家等であるか否かを個別にお答えすることはできません。

しかしながら、当課において調査し、管理不全状態の空家等であると確認された場合には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、所有者等への適正管理に関する助言・指導等を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(安全安心対策課 令和7年9月回答)